

資料提供
令和7年3月18日
課名：広島県土木建築局
河川課
担当者：水頭
外線：082-513-3929

くろせがわ くろせがわ
**黒瀬川水系黒瀬川等の
特定都市河川指定に向けて
流域自治体への意見聴取を実施します**

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、呉市及び東広島市を流れる二級河川黒瀬川水系黒瀬川等の特定都市河川指定に向けた関係者[※]への事前の意見聴取を実施します。

※黒瀬川水系黒瀬川等の流域をその区域に含む呉市及び東広島市の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 法改正により特定都市河川の指定要件が緩和されたことから、上流域における急速な市街化の進展などの課題に対応していくため、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川を特定都市河川に指定し、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていきます。
- このため、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第9項の規定に基づき、当該河川の流域に係る呉市長及び東広島市長と下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

[添付資料]

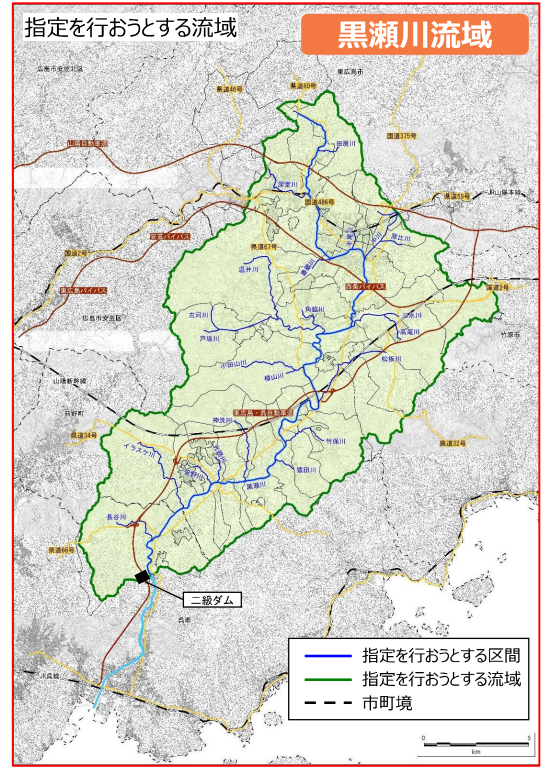
- 別紙1 「流域治水」の本格的実践に向けて黒瀬川を特定都市河川に指定します。
- 別紙2 特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には流出抑制のための許可が必要になります。

『流域治水』の本格的実践に向けて 黒瀬川等を特定都市河川に指定します。

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う『流域治水』を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。

平成30年7月豪雨時の黒瀬川浸水状況等



特定都市河川の指定によって みんなでできる 5つのこと



みんなが参加できる 仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画を策定**

流域水害対策計画の作成や実施に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会を設置**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制

一定規模以上の**雨水浸透阻害行為**（土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）を**義務付け**

※1,000㎡、ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲で別に定めることが可能。

雨水浸透阻害行為の例

- 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
- 土地の舗装
- 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置
- ローラー等により土地を締め固める行為

流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、**浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地**に対して、**将来にわたってその効用を保全**

貯留機能保全区域のイメージ

貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例

- 掘削
- 塀や柵の設置
- 止水壁等の設置
- 掘削
- 掘削
- 家屋の壁や基礎
- ピロティ構造

計画に基づくハード対策の加速化

流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行う**ハード対策に予算を重点措置**

水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が**「浸水被害防止区域」として指定**し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」**「移転を促す」**取組を重層的に推進

浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

崖上げ等の支援制度	移転の支援制度
<ul style="list-style-type: none"> 災害危険区域等建築物防災改修等事業 流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業 がけ地近接等危険住宅移転事業 都市構造再編集中支援事業 流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業

出典：『特定都市河川 みんなで取り組む流域治水』国土交通省水管理・国土保全局（令和6年6月）等

特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。

別紙2



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、呉市及び東広島市の許可が必要（貯留・浸透施設の整備）になります。

この雨水浸透阻害行為の許可制度は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

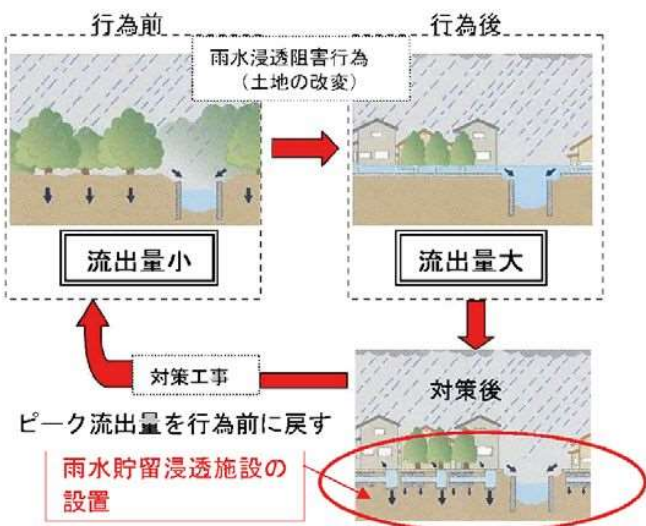
次のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には…



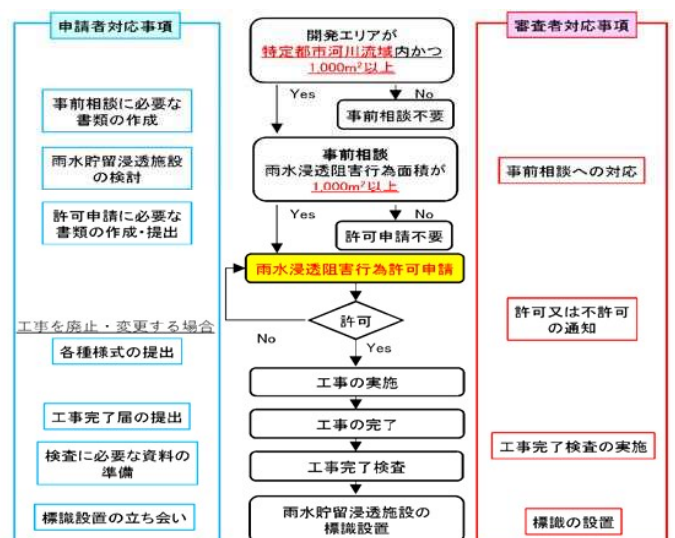
河川に流れ込む量を抑制するために雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要



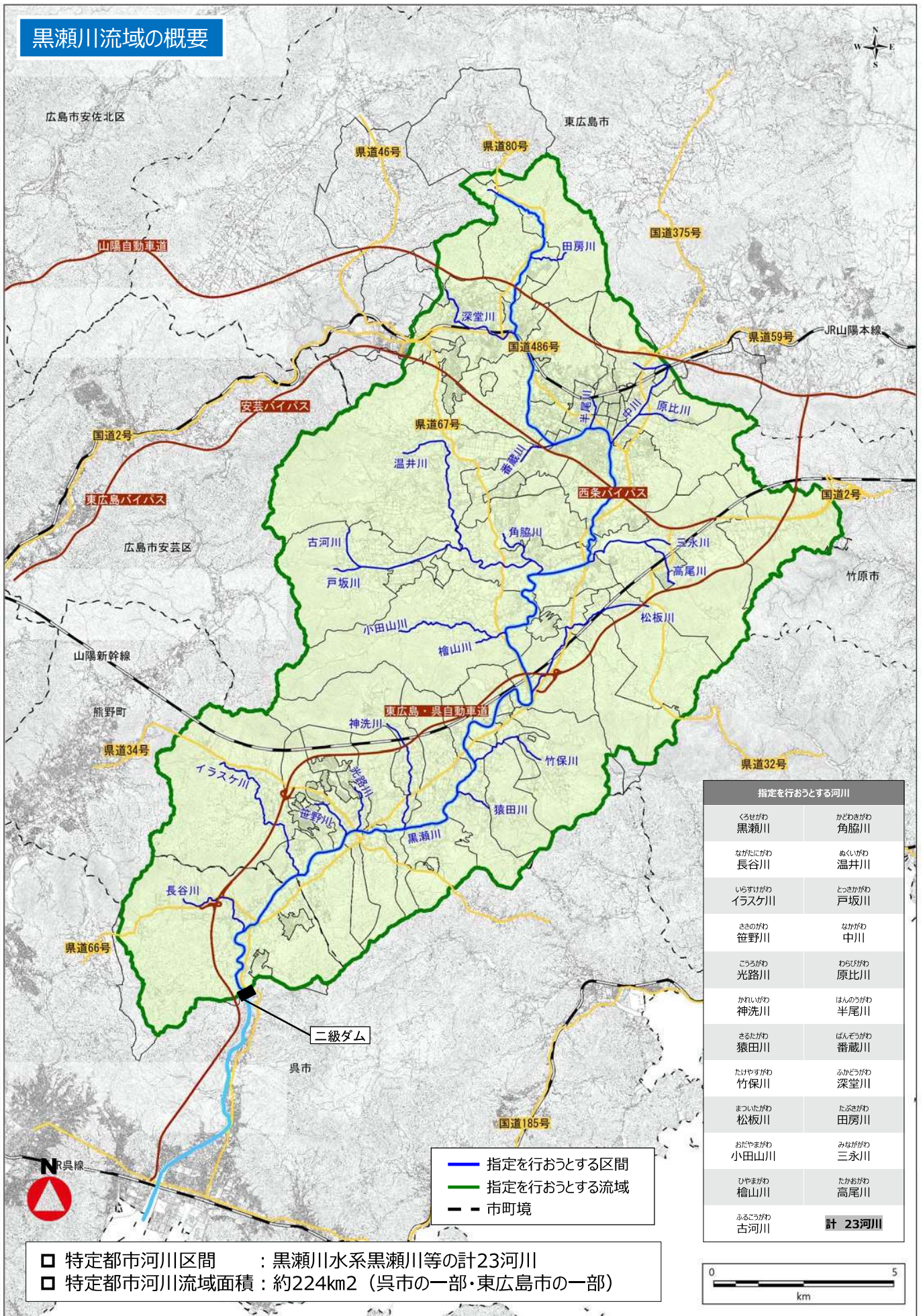
対策の概念



手続きフロー図



黒瀬川流域の概要



指定を行おうとする河川	
くろせがわ 黒瀬川	かどわかがわ 角脇川
ながたにがわ 長谷川	ぬくいがわ 温井川
いらすけがわ イラスケ川	とさかがわ 戸坂川
さきのがわ 笹野川	なかがわ 中川
こうろがわ 光路川	わらびがわ 原比川
かれいがわ 神洗川	ほんのうがわ 半尾川
ざるたがわ 猿田川	ばんそうがわ 番蔵川
たけやすがわ 竹保川	ふかどうがわ 深堂川
まついたがわ 松板川	たぶさがわ 田房川
おだやまがわ 小田山川	みながわがわ 三永川
ひやまがわ 檜山川	たかおがわ 高尾川
ふるこうがわ 古河川	計 23河川

— 指定を行おうとする区間
— 指定を行おうとする流域
— 市町境

- 特定都市河川区間 : 黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川
- 特定都市河川流域面積 : 約224km² (呉市の一部・東広島市の一部)

